

令和 8 年 3 月 5 日
建築局 建築企画課

横浜市市街地環境設計制度の一部改正に関する意見公募結果について

横浜市では、横浜市市街地環境設計制度の一部改正について、令和 7 年 11 月 4 日（火）から令和 7 年 12 月 4 日（木）まで意見公募を行いました。

その結果、計 1 件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見と、それらに対する本市の考え方について、とりまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政に御協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

ご意見と本市の考え

いただいたご意見とご意見に対する本市の考え方は以下のとおりです。なお、いただいたご意見については原則原文のまま掲載しています。

ご意見	ご意見に対する考え方
<p>容積率緩和対象の拡充について、「緊急輸送路沿いの建築物の建替え」については、耐震化を進めるためとのことなので、ぜひ建て替えが進むように改正後の周知なども協力に推進してほしい。ただ、どこが「緊急輸送路」なのかわからないため、教えてほしい。</p> <p>容積率緩和対象の拡充の「木材利用した優良な建築物」について、認める建築計画が木材利用と地域・まちづくりの貢献度では「緑化」や「太陽光発電」など自然環境との調和のこのようですが、あっていまずでしょうか。</p> <p>であれば、要件に防災の考えも追加するべきではないでしょうか。</p> <p>木材利用とのことですので、耐震基準について定めたり、火災の際に延焼したり、されたりしないよう空地の確保や消火器の設置など必要ではないでしょうか。</p> <p>「CASBEE 横浜〔戸健〕作成マニュアル」では「太陽光発電」などの記載もありましたが、火災の際に太陽光発電の発電が止まらず、消えない・危ないなどの話も聞いたことがあります。</p> <p>ある程度、防災について追加の要件を加えたほうがいいのではないのでしょうか。</p>	<p>「対象となる緊急輸送路」は、「第3期横浜市耐震改修促進計画」に規定する「耐震診断義務付け対象道路」で、計画本編31ページに掲載しています。</p> <p>容積率緩和の対象となる「木材利用した優良な建築物」は、①CASBEE横浜の重点項目の評価が「地域・まちづくりへの貢献」の項目で4以上であり、かつ、②木材利用優良建築物の計画であることを市長に認められた建築物になります。</p> <p>これは、まちなみへの調和や緑化等の取組など地域まちづくりに貢献し、かつ、脱炭素社会の実現に向けて木材利用した優良な建築物を誘導することで、良質な建築ストックの形成に資することを目的とします。なお、CASBEE横浜の重点項目「地域・まちづくり」において、太陽光発電設備の設置は義務ではありません。</p> <p>また、建築基準法や横浜市建築基準条例により、建築物の構造強度や防火性能は確保されていることから、耐震基準や防火基準など追加の要件を加えることは考えておりません。</p>